

栗東市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月15日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 三木 敏嗣

財政援助団体等監査結果

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の対象および監査期日

1 財政援助団体

コミュニティセンター治田西運営委員会	令和元年5月28日
コミュニティセンター大宝管理運営委員会	令和元年5月23日
コミュニティセンター大宝東管理運営委員会	令和元年5月23日
コミュニティセンター大宝西運営委員会	令和元年6月13日

（以下書類審査）

コミュニティセンター金勝管理運営委員会
コミュニティセンター葉山管理運営委員会
コミュニティセンター葉山東管理運営委員会
コミュニティセンター治田管理運営委員会
コミュニティセンター治田東管理運営委員会

令和元年年5月7日～令和元年5月28日

2 財政援助団体

滋賀南部森林組合	令和元年8月22日
----------	-----------

第3 監査にあたった監査委員

井之口 秀行 ・ 小竹 庸介 ・ 三木 敏嗣

第4 監査の概要

1 監査対象範囲

平成30年度における市から補助している資金に係る出納その他の事務の執行について

2 監査の方法

市が財政援助（補助金等交付）を行っている関係団体の中から選定し、その団体に財政援助等をしている主管課に対して監査関係資料等の提出を求め、事前調査を行い、当該団体関係者から説明により、栗東市監査基準に基づき実施した。

第5 監査の結果

監査の範囲内において、補助金等に関する事務の執行は概ね適正に処理されていた。

1 財政援助団体

(コミュニティセンターに対する意見)

○事務処理について、自治振興課の指導の下、今後も適正処理に精励されたい。

(主管課に対する意見)

○書類監査の中で収支決算書の支出科目の誤りが見受けられた。主管課として業務内容及び予算執行について、年間を通して定期的な点検を行うとともに、事務処理（契約等事務全般）が適正に執行されるよう、適切な助言・指導を行われたい。

2 財政援助団体

(滋賀南部森林組合に対する意見)

○監査の範囲内において、出資金・財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

厳しい状況にも関わらず、組合職員の継続した努力により運営を維持されている。引き続き、豊富な森林資源を有効に活用され、年間を通じた集客力・施設の稼働率向上と創意工夫により活力ある運営を期待する。

(主管課に対する意見)

○監査の範囲内において、補助金等に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

財政援助団体として、目的に沿った健全運営ができるよう、一層の支援に努められたい。

公の施設の指定管理監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管

理者監査

第2 監査の対象

1 栗東市社会体育施設（9施設）

指定管理者 公益財団法人 栗東市スポーツ協会
所管部署 教育部 スポーツ・文化振興課

第3 監査の期間

令和元年8月9日から令和元年9月10日まで

第4 監査にあたった監査委員

井之口 秀行 ・ 三木 敏嗣

第5 監査の方法

公の施設の平成30年度の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、監査対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係書帳簿および証拠書類との照合等により行った事前監査結果も踏まえ、監査対象団体に外向き、関係者から説明を求めるなどにより実施した。

第6 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

1 指定管理者関係

(1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。

(2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。

イ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

ウ 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。

エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。

オ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）

カ 経費節減は図られているか。

キ 住民の平等利用は確保されているか。

(3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

ア 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。

- イ 利用料金の収納は適正に行われているか。
- ウ 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

2 所管部署関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
 - ア 指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
 - イ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手続きは適正に行われているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
 - ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
 - イ 指定にあたって、学識経験者等の意見等を聴いているか。
 - ウ その他指定の手続きは条例等に基づき適正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - ア 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
 - イ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
 - ウ 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
 - エ 個人情報保護に関して必要な措置を講じているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第7 指定管理の概要

栗東市社会体育施設

- (1) 指定管理者名称
公益財団法人 栗東市スポーツ協会
- (2) 指定の意義

社会体育施設の管理に関し、民間事業者の能力を活用しつつ、本施設の利用者の利便を向上させ、スポーツ及びレクリエーションの振興と文化教養の向上及び体力の向上を図り、あわせて心身の健全な発達を促進し、地域福祉の一層の増進を図る。

(3) 業務の範囲

主たる業務

- ア 施設の受付、案内に関する業務
- イ 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
- ウ 施設の利用料の徴収に関する業務
- エ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務
- オ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

その他の業務

- ア 施設及び設備の保守点検及び管理に関する業務
- イ 施設の清掃に関する業務
- ウ 敷地内の清掃等に関する業務
- エ 備品類の管理・調達に関する業務
- オ 保安警備に関する業務
- カ その他の維持管理に係る業務

(4) 指定管理期間

平成28年4月1日 ～ 令和3年3月31日

(5) 指定管理費

平成30年度 55,000,000円

(6) 決算額

平成30年度 55,000,000円

(7) 管理施設の概要

ア 栗東市民体育館・栗東運動公園

(ア) 所在地 栗東市川辺390番地1

- (イ) 設置時期 ・第1アリーナ 昭和53年9月
- ・第2アリーナ 昭和56年3月
- ・グラウンド 昭和49年4月
- ・テニスコート 昭和57年3月

(ウ) 施設

○栗東市民体育館（栗東運動公園内）

構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

延床面積 3,601.9㎡

概要 体育館〔第1アリーナ（バスケットボール2面分、2階観覧席500席）、第2アリーナ（バレーボール1面分）、トレーニングルーム、会議室、更衣室、管理室、その他〕、駐車場（107台市民体育館・運動公園共用）

附属施設 自転車置場 97.8㎡、倉庫 129.6㎡

○栗東運動公園

敷地面積 36,000㎡

概要 運動公園〔グラウンド（野球場1面分）、テニスコート（ハードコート2面）、その他〕

イ 十里体育館

(ア)所在地 栗東市十里405番地1

(イ)設置時期 昭和60年4月

(ウ)施設

構造 鉄骨造

敷地面積 1,670㎡

延床面積 611.6㎡

概要 体育館〔バスケットボール1面分、更衣室、管理室、その他〕
駐車場（500㎡共用）

ウ 治田西スポーツセンター

(ア)所在地 栗東市小柿一丁目1番11号

(イ)設置時期 昭和62年4月

(ウ)施設

構造 鉄骨造

敷地面積 1,280㎡

延床面積 639.8㎡

概要 体育館〔バスケットボール1面分、更衣室、管理室、その他〕
駐車場（7台※別途駐車スペース450㎡）

附属施設 自転車置き場 15.3㎡

エ 平谷球場

(ア)所在地 栗東市観音寺459番地2

(イ)設置時期 昭和55年5月

(ウ)施設

敷地面積 36,905㎡

概要 野球場 2面分、駐車場 60台

オ 大宝テニスコート

(ア)所在地 栗東市糺七丁目990番1

(イ)設置時期 平成3年7月

(ウ)施設

敷地面積 2,142.73㎡

概要 テニスコート（クレーコート2面）、広場 80㎡

カ 弓道場

(ア)所在地 栗東市荒張896番地

(イ) 設置時期 平成10年12月

(ウ) 施設

敷地面積 525㎡

概要 射場 46.8㎡

キ 野洲川体育館・野洲川運動公園

(ア) 所在地 栗東市出庭2083番地・野洲川河川敷

(イ) 設置時期 ・体育館 昭和61年4月

・ソフトボール場 昭和55年8月

・陸上競技場 昭和52年10月

・テニスコート 昭和63年3月

・芝グラウンド 平成元年4月

・グラウンドゴルフ場 平成19年4月

(ウ) 施設

○野洲川体育館

構造 鉄骨造

敷地面積 2,354㎡

延床面積 975.54㎡

概要 体育館〔バスケットボール1面分、会議室、更衣室、管理室、
その他〕、駐車場 25台

付属施設 自転車置き場 14.3㎡

○野洲川運動公園

敷地面積 104,500㎡

概要 運動公園〔ソフトボール場3面、陸上競技場（公認400mトラック）、
テニスコート（砂入り人工芝4面）、グラウンドゴルフ場、
芝グラウンド（3面）、その他〕、駐車場 120台

付属施設 陸上競技場倉庫 79.5㎡

第8 監査の結果

平成30年度における指定管理に係わる財務その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の施設の管理状況等については、概ね適正に行われていると認められた。

しかし、次のとおり検討を要する事項が見受けられたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

栗東市社会体育施設

(1) 指定管理者

ア 施設管理においては利用者の安全確保は最優先事項であることから日頃の施設点検と、必要に応じた修繕を確実にを行うなど、スポーツ・文化振興課と定例協議等により常に連携を図り、管理運営上の問題点等も含み、十分な対策を講じて事故防

止等に努められたい。

イ 施設利用率の向上を図る努力をされている。賛助会員の更なる拡大を図られるよう工夫されたい。

ウ 黒字が出た場合には、それを将来、公益のために使うことを示すことで収支相償を満たすものとされている。公益性の認められる事業であるなら、黒字を出してその利益を更に公益のために使うにはどのようにすればよいか検討されたい。

エ 国民スポーツ大会の会場として内定しているレスリング競技を普及するための啓発活動を引き続き実施されるとともに、住民が健やかで生き生きと暮らせる地域を実現するための重要な役割を担っている施設として、地域の特徴を更に効果的かつ有効に発揮し、より利用しやすい運用を、引き続きスポーツ・文化振興課と連携し実現されるよう期待する。

(2) 所管部署

ア 施設管理においては利用者の安全確保は最優先事項であることから日頃の施設点検と、必要に応じた修繕を確実にを行うなど十分な対策を講じて事故防止に努められるよう、所管課においては、指定管理者に管理事業等を任せきりにすることなく、定例協議等により常に連携を図り、管理運営上の問題点等についての適切な指導・監督に努められたい。

イ 国民スポーツ大会の会場として内定しているレスリング競技を普及するための啓発活動を引き続き実施されるとともに、住民が健やかで生き生きと暮らせる地域を実現するための重要な役割を担っている施設として、地域の特徴を更に効果的かつ有効に発揮し、より利用しやすい運用を、引き続き指定管理者と連携し実現されるよう取り組まれたい。

以 上